

型式承認申請ガイド

振動レベル計

2016

National Metrology Institute of Japan

もくじ

はじめに

型式承認システムフロー	1
型式承認申請手続き	2
型式承認申請書の作成について	3
記入例：製造事業者	4

提出図面等の作成要領

提出図面	5～8
提出図書	8～9
関連する法令	9

承認後の変更

記載事項変更	10～11
軽微変更届・軽微変更承認	12～13
型式承認の更新	14～15
問い合わせ先	16

はじめに

振動レベル計で計量証明行為を行うには
検定に合格し検定証印が付されており
かつ、有効期限内にあること

又は指定製造事業者・指定外国製造事業者の
基準適合証印が表示されている



検定に合格するには
特定計量器検定検査規則に定める
技術上の基準に適合すること
器差が検定公差を超えないこと



型式承認を取得すると
技術上の基準に適合するとみなされ
器差検定を受けることができる

(注)検定について
詳しくは指定検定機関である（財）日本品質保証機構へ
おたずねください

型式承認申請手続き

1. 申請窓口

工学計測標準研究部門
型式承認技術グループ 振動レベル計
電話 029-861-4057

2. 申請に必要なもの

型式承認申請書 1通
P 3 ~ P 4 作成要領参照
提出図面 各3部
提出図書 各1通
P 5 ~ P 9 作成要領参照

型式試験についての問い合わせは

一般財団法人 日本品質保証機構（JQA）

計量計測センター 計量計測部 計器検定課
電話 042-679-0147
東京都八王子市南大沢4-4-4

型式承認申請書の作成について

1. 様式

特定計量器検定検査規則：様式第7を使用してください

計量標準総合センターホームページ (<http://www.nmij.jp/>) から取得できます

2. 記入についての注意点 (P 4 記入見本参照)

2-1. 申請者

外国製造事業者について

- 英語・ローマ字・カタカナ・日本語等、特に規制はありません
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます
- 計量法及びJISはISO8041とは互換性はありません。

2-2. 事業区分

- 振動レベル計

2-3. 製造事業の届出の年月日

- 外国製造事業者及び輸入事業者は空白で結構です

製造事業者型式承認申請書

平成27年11月 1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所 つくば市梅園1-1-1
 氏名 株式会社 産総計量器製作所 印
 代表取締役社長 産総 研一

下記の特定計量器につき、計量法第76条第1項の承認を受けたいので、申請します。

1 事業の区分

振動レベル計

2 当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社 産総計量器製作所 第1工場
 つくば市梅園1-1-1

3 製造事業者の届出の年月日

平成5年11月 1日

4 承認を受けようとする特定計量器

種類	型式又は能力	手数料	備考
振動レベル計	型式 XXX 能力 振動レベルの計量範囲 使用周波数範囲		新規承認

5 第76条第3項の規定により、添える試験用の特定計量器等の内訳

構造図
 作動原理図
 製造工程図
 説明書
 型式試験合格証

この記入例は製造事業者用です

提出図面等の作成要領

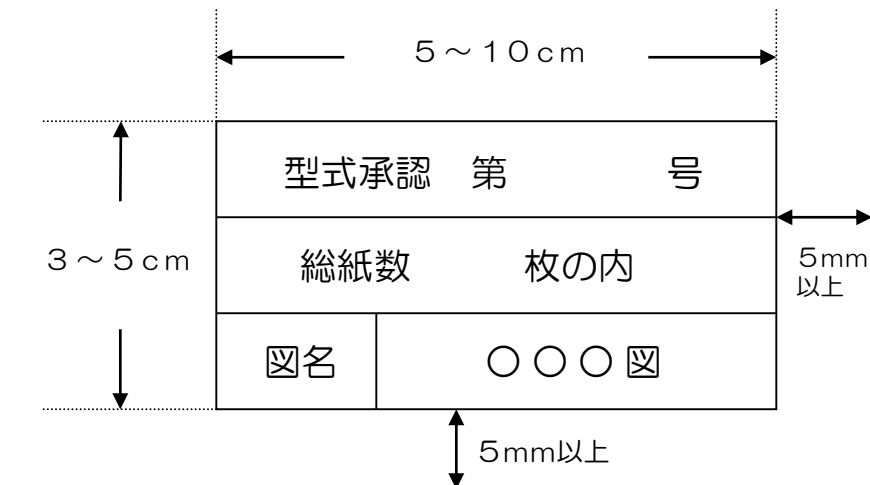
1. 提出図面

1-1. 提出図面の内容

提出する図面は、仕様一覧表、外観図、銘板図、銘板図、表示（指示）機構図、構造図（パーツリストを含む）、構造図（封印図を含む）、ブロック図、電気回路図、回路基板図、フローチャート、作動原理図です。

1-2. 提出図面の用紙の大きさ、書式及び作図法

- (1) 用紙の大きさは、日本工業規格（以下JISという。）のA4版とします。但し、やむを得ない場合はJISのA3版でも結構です。
- (2) 製本のために、JISのA4版の場合はその長手方向を上下とした位置を、A3版は長手方向を左右とした位置をそれぞれ正位として、綴り代を左側に3cm程設けて下さい。また、A3版の用紙はA4版の大きさに折り畳んで下さい。
- (3) 図面の輪郭の指定はありませんが、輪郭の有無は何れかに統一して下さい。
- (4) 図の下方右側に次に示す図名答の枠を設けて下さい。
枠の右端及び下端と用紙の端との間隔は、5mm以上開けて下さい。
枠内の上段は型式承認番号欄、中段は紙数欄、下段は図名欄として下さい。



(5) 文章による記載は最小限とし、図面によって内容が理解できるようにして下さい。

使用する材料等の記載は、部品欄（パーツリスト）を図の右側上方に設けて記載するか、別にパーツリストを作成して下さい。

また、機種異なる図面には図名欄上部付近に名称及び型式名を記載して下さい。

(6) 図面にはそれぞれ表紙を付けて下さい。

1-3. 仕様一覧表

- a. 型式（型番）
- b. 表示機構又は指示機構
- c. 外接機器等の有無
- d. 接続ケーブル長
- e. 外接機器外部出力信号形態
- f. 機能説明（外接機器等）：方式等

1-4. 外観図

a. 機器の外観図は正面図（立面図）、左右側面図、平面図（上面図）、下面図（底面図）及び背面図によるものとし、それぞれ寸法（mm）を記載して下さい。ただし、左右対称のものなど形状及び寸法が同一な図は省略して結構です。

b. 相似形の機種が複数ある場合はベーシックな図面を作成し、それぞれの型番ごとの寸法を表に記載して下さい。

<記載例図>

単位：mm

型番	AB-1	AB-2	AB-3	...
縦（A）	200	220	240	...
横（B）	100	120	140	...
高さ（C）	150	170	200	...

c. 数字キー、ファンクションキー等には名称（機能）、文字サイズ、キー間隔等を記載して下さい。（可能な限り原寸大図）

d. コネクター、ジャック部についてはその形状及び寸法が分かる図とし、名称（用途）を記入して下さい。

（例：印字機構・電源など）

1-5. 銘板図

a. 図は可能な限り原寸大図とし、材質、形状、外径寸法、厚み及び印字方法並びに取り付け方法を記載して下さい。

b. 記載事項が判断できるように、図を作成して下さい。

1-6. 表示(指示)機構図

- a. 表示器又は指示計の種類（液晶・発光ダイオード等、指針）。
- b. 数字、文字それぞれの形状、寸法（形状は可能な限り原寸大図）。
- c. 数字、文字が多種表示可能なものについては基本パターンを記載して下さい。

1-7. 構造図(パーツリスト含む)

- a. 構造図は主要な機器・部品の構成及び配置が分かるように作成して下さい。
- b. 必要なパーツリストは図中に記載するか、別図面を作成して下さい。
- c. パーツリストに主要な部品の材質を記載して下さい。

1-8. 構造図(封印図含む)

- a. 全体の外観図は等角投影法又は不等角投影法により作成し、構成機器とその配置が一目で把握できるものとして下さい。特に、外接機器などが多数にわたる場合にはできる限り整理(型名による表記など)をして作成して下さい。
- b. 封印については図中に種類、取り付け方法、封印箇所、材質、形状、寸法、事業者名の表記方法等を具体的に記載して下さい。
- c. 各接続箇所は接続箇所の構成部品が分かるように図で示し名称を記載して下さい。

1-9. ブロック図

- a. ブロック図は回路構成を解りやすく示したものとして下さい。
- b. 信号の流れが把握できるように作成して下さい。
- c. 必要に応じ構成の説明を記載して下さい。

1-10. 電気回路図

- a. 電気回路図はブロック図に対応したものとして作成して下さい。
- b. 重要な電気部品については判別可能な大きさに型番等を記載して下さい（引き出し線でも可）。
- c. 計量法による規制対象とされない機器についての記載は必要ありません。

1-11. 回路基板図

- a. 基板のパターン及び電気部品の配置（シルク図）を示すものとして下さい。
- b. 重要な部品の位置及びパターンには個々の名称、型番等及び寸法を記載して下さい（引き出し線でも可）。
- c. ROM・RAMについては仕様（スペック**bit）・使用容量（占有率）を記載して下さい。
- d. 電気部品のパーツリストを作成して下さい。特に、セカンドソースのあるものについては必ず明記して下さい。

1-12. フローチャート図

- a. 演算処理の内容が把握できるように、解り易く記載して下さい。
- b. 各機能の処理内容が、特定計量器検定検査規則の該当条項に対応して把握できるようにそれぞれの処理を記載して下さい。

1-13. 作動原理図

- a. 計量動作の原理が明確に解るような説明文及び図解により具体的に示して下さい。

2. 提出図書

2-1. 製造工程図

- a. 可能な限りA4版の用紙を用い、JIS Z 8206工程図記号に準拠して作成して下さい。
- b. 部品の製作から最終検査までの工程の流れをフローチャートで示して下さい。なお、部品、半完成品等を購入又は外注している場合は、購入元（外注先）を記載して下さい。
- c. 工程図には各工程の名称、検査工程はそれぞれの工程で実施する検査項目を記載して下さい。
ただし、合格条件、検査用機器、検査方法等についての記載は必要ありません。

2-2. 取扱説明書及びユーザズマニュアル

- a. 可能な限り、全ての機種ごとに提出して下さい。分離できる表示機構及びその他の外接機器についても同様に扱います。

2-3. ピックアップ（取扱説明書の中に記載があれば不要）

- a. ピックアップの種類、メーカー名、型式を表にして記載して下さい。また、必要に応じて、ピックアップの説明（特徴：性能）を記載して下さい。

2-3. 社内試験データ

(1) 可能な限り、特定計量器検定規則に規定されている全ての該当項目について提出して下さい。

(2) データフォーマットは任意としますが、それぞれの試験条件を明記して下さい。

(3) 試験に使用した測定機器の仕様一覧表を提出して下さい。

関連する法令

計量法	第 2 条	「定義」
施行令	第 2 条	「特定計量器」
計量法	第 1 6 条	「使用の制限」
検則	第 1 7 条	「構造検定の方法」
計量法	第 7 6 条	「製造事業者に係る型式の承認」
計量法	第 8 1 条	「輸入事業者に係る型式の承認等」
計量法	第 8 9 条	「外国製造事業者に係る型式の承認等」
計量法	第 4 0 条	「事業の届出」
施行規則	第 6 条	「事業の届出等」

合格条件

特定計量器検定検査規則

第 6 条 ~ 第 1 6 条

JIS C 1517 振動レベル計—取引又は証明用

施行令： 計量法施行令

施行規則： 計量法施行規則

検則： 特定計量器検定検査規則

承認後の変更（1 / 2：事業者に関する変更）

型式承認申請書の記載事項に関する変更について

このような変更が起こったら

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 製造する工場又は事業場の名称及び所在地（製造事業者・外国製造事業者）
- 製造する者の氏名又は名称及び住所（輸入事業者）

産総研担当者へご連絡ください

提出いただく書類は

製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式承認申請書記載事項変更届出（1通）

事業を譲渡された場合は「事業譲渡証明書」（1通）

様式は

計量標準総合センターホームページ（<http://www.nmij.jp/>）から取得できます

記入は

別紙例P 1 1を参考にお書きください

製造事業者型式承認申請書記載事項変更届

注) 1

平成27年11月 1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

届出者 住所 つくば市梅園1-1-1
氏名 株式会社 産総計量器製作所 印
代表取締役社長 産総 研一

下記のとおり、変更があったので、計量法第79条第1項の規定により届出ます。

注) 2

記

1. 変更の内容

代表者の変更 旧 経産 省一
新 産総 研一

2. 変更の事由

人事異動による交代

備考. 型式承認リスト

振動レベル計 第W123号

この記入例は製造事業者用です。輸入事業者及び外国製造事業者は下線部を変更してください

注1 → 輸入事業者 又は 外国製造事業者

注2 → 輸入事業者 第81条第3項において準用する第79条第1項

外国製造事業者 第89条第4項において準用する第79条第1項

承認後の変更（2 / 2：振動レベル計に関する変更）

承認を受けた型式に変更を加えたい時

1. 変更内容により手続きが異なります

国立研究開発法人産業技術総合研究所
計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程

http://www.aist.go.jp/index_j.html

別紙18：振動レベル計
産業技術総合研究所が下記の判断をします

軽微変更届出不要	→	手続きは必要ありません
軽微変更届出を要する	→	軽微変更届出書・変更図面を提出
軽微変更承認を要する	→	軽微変更承認の申請が必要です
同一型式の範囲以外	→	新規型式承認の申請が必要です

必ず産総研担当者にご確認ください

2. 軽微変更届出

承認を受けた型式に、その性能に影響のない変更を加えたものにかかる届出

- ・承認型式軽微変更届出書 1通 様式・記入要領はP13参照
- ・変更に係る構造図等 3部

3. 軽微変更承認

承認を受けた型式に軽微な変更を加えて受ける承認

- ・申請手続きは新規申請と同じ

承認型式軽微変更届書

平成28年11月 1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所 つくば市梅園1-1-1
氏名 株式会社 産総計量器製作所 印
代表取締役社長 産総 研一

下記の特定制量器に承認型式の軽微な変更を加えたので、独立行政法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査及び特定制量器による校正等に関する規程（16規程第38号）第14条に基づいて、届出します。

記

1. 承認を受けた型式

- (1) 承認番号 第TW162号
- (2) 種類 振動レベル計
- (3) 型式又は能力 振動レベルの計量範囲
使用周波数範囲

2. 変更を加えた事項

回路及び回路基盤の変更

3. 変更箇所に係る図面

図名	頁番号	図面の変更又は追加の別
回路基盤図	総紙数20枚の内8	変更
回路基盤図	総紙数20枚の内8-2	追加

型式承認の更新

型式承認の有効期間は10年です

有効期間の満了に至る前に更新することにより10年間延長されます

型式承認更新申請書の作成

様式はホームページ (<http://www.nmij.jp/>) から取得
記入はP15の記入例を参照して下さい



型式承認更新申請書の提出

有効期間満了の半年前から有効期間満了日までに提出



型式承認更新申請書受理

申請書の内容を確認し受理



型式承認更新申請受理書の交付

申請者へ郵送します



請求書の発行

更新手数料は1型式1,950円



更新手数料の振込み

製造事業者承認型式更新申請書

注1)

平成27年11月 1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所 つくば市梅園1-1-1
 氏名 株式会社 産総計量器製作所 印
 代表取締役社長 産総 研一

下記の特定制量器の型式の承認につき、計量法第83条第1項の更新を受けたいので申請します。
 注2)

1. 事業の区分 振動レベル計 注3)
2. 当該特定制量器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 注4)
 株式会社 産総計量器製作所 第1工場
 つくば市梅園1-1-1
3. 製造事業者の届出の年月日 平成5年11月 1日 注5)
4. 承認を受けようとする特定制量器

種 類	型式承認番号	承認の年月日	生産数	備考
振動レベル計	第W123号	平成6年1月9日	平成13年18個 平成14年25個 平成15年20個	

この記入例は製造事業者用です。輸入事業者及び外国製造事業者は下線部を変更してください

注1 → 輸入事業者 又は 外国製造事業者

注2 → 第89条第3項において準用する第83条第1項（外国製造事業者のみ変更）

注3 → 空白

注4 → 当該特定制量器を製造する者の氏名又は名称及び住所（輸入事業者のみ変更）

注5 → 空白

型式承認についての問い合わせは

国立研究開発法人産業技術総合研究所
 工学計測標準研究部門
 型式承認技術グループ 振動レベル計担当
 電話 029-861-4057
 FAX 029-861-4055

〒305-8563
 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第3
 国立研究開発法人 産業技術総合研究所

型式試験についての問い合わせは

一般財団法人 日本品質保証機構（JQA）

計量計測センター 計量計測部 計器検定課
 電話 042-679-0147
 東京都八王子市南大沢4-4-4

更新について問い合わせは

標準供給保証室

電話 029-861-4026
 FAX 029-861-4018



H28.05.10版